

令和元年度いじめ防止基本方針

八王子市立四谷中学校
校長 坂詰 悦子

1 いじめに対する基本方針

平成25年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」により、いじめの定義は「当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとする。そして、いじめの行為を、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある、人権の侵害である」ととらえる。

四谷中学校では、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうる、だれもが加害者にも被害者にもなりえる」という認識に立ち、関係機関や家庭、地域と相互に協力し、いじめの未然防止としての予防的・開発的な生徒理解の推進を図るだけでなく、早期発見・早期対応・早期解決への取組に最善の努力することを基本方針とする。

2 未然防止・早期発見

- (1) 生徒の自己実現が図れるよう、自分の良さの発見を見いだせるようにする。
- (2) 日々の授業において「できた」「わかった」の瞬間を生み出す。
- (3) 学校行事や学級活動、部活動等を通して生徒が互いに協力してものごとを成し遂げる喜びや互いの特性を尊重しあって生きる喜びを味わえるような集団の在り方について四谷中学校に関わるすべての人が考えていく。
- (4) 一人一人の発達課題の伸張を通して、一人一人が試行錯誤しながら居心地よい環境作りを模索し、自分の適応力の向上に向かうよう互いの関係を築いていくための支援を行う。
- (5) 一人一人かけがえのない存在としての命の大切さを尊重し合う気持ちを醸成する。
- (6) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等や関係諸機関との連携を図りながらどの生徒にも安心して楽しい学校生活が送れるように相談機能を充実させる。
- (7) 「いじめ対策委員会」を設置したり、いじめに関するアンケートを継続的実施したりして、早期支援による問題解決に向けて学校全体で組織的に対応する。

【いじめ対策委員会】

生活指導部会・・・生活指導主幹・養護教諭・各学年1～2名の教諭。

運営委員会・・・校長・副校長・生活指導主任・教務主任・進路指導主任・各学年主任・保健主任・主任事務3 発生時の対応

- (1) 被害生徒に対して
 - ① いじめの訴えを誠実に受け止め、いじめの被害を受けている生徒や保護者の立場を十分に理解しながら、いじめを受けた被害生徒又は保護者の要望に添って、いじめの早期解消に全教職員が全力を尽くす。
 - ② 正確な事実確認を行うとともに、被害生徒の心の傷や心の安定に向け全力を尽くす。加害生徒の意向により、重大事案のすべき事案には、いじめ対策委員会の開催や教育委員会への報告等の対応を早急に行う。
 - ③ いじめを受ける生徒が二度と同じような状況にならないよう学校の環境作りを徹底する。
- (2) 加害生徒に対して
 - ① いじめを受けた被害生徒の申し出による事実をしっかりと受け止めて、いじめは「絶対にやってはいけない」という関係者全員の共通理解の下、いじめをやめさせる。
 - ② いじめに至った行動の原因や加害生徒の悩みや問題等の行動の深層心理を理解する。
 - ③ いじめを受けている被害生徒の立場に立って、自分の行為が相手にとっては心ない行動であり、命の危険にも及びかねない行動であったこと等に気付かせる。
 - ④ 緊急の対応が必要であった場合や犯罪行為として扱われるべき内容と判断される場合は、警察と連携して対応する。

4 四谷中学校の取り組み

- ① 生徒相互や教員との信頼関係を築けるような指導を心がけ、自尊感情や自己肯定感を高めるとともに、いじめを絶対しない集団作りへの「いじめ防止プログラム学習」を実施する。
- ② 一学期と二学期の三者面談を活用し、生徒・保護者・学校の相互理解を深める。
- ③ いじめアンケートを毎月実施する。気になるアンケート内容は、「いじめ対策委員会」において「いじめの情報確認、生徒指導の進捗状況・対応」などを協議し、スクールカウンセラーとも協働しながら早期解決を図る。
- ④ 生徒会活動において、いじめなし強化週間を設定し、主体的な生徒の活動を喚起する。
- ⑤ ふれあい月間において、いじめアンケートを実施したり、一年全員面接を行ったりする。